

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議設置要綱

平成27年4月10日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市におけるまち・ひと・しごと創生(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。)に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議(以下「専門会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 専門会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が依頼する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 行政機関の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 労働団体の代表者
- (7) 言論機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の策定が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 専門会議の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、専門会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 専門会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 専門会議の委員（第3条第4号に掲げる委員を除く。）は、やむを得ない理由により専門会議に出席できないときは、あらかじめ委任状（別記様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体等の構成員に限る。

3 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の専門会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 専門会議の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議委員

No	分野	氏名	所属団体及び役職
1	産業	喜多村 誠	防府商工会議所 会頭
2		藤井 伸昌	防府市農業委員会 会長
3		鈴木 宏明	一般社団法人防府市観光協会 理事
4		古谷 将	協和発酵バイオ(株) 山口事務所長
5		岡田 裕哉	西日本旅客鉄道(株) 防府駅長
6	行政	大野 正幸	防府公共職業安定所 所長
7		金子 大	山口県民局 局長
8	教育	稲葉 和也	山口大学 (大学院技術経営研究科 技術経営専攻) 教授
9		進藤 優子	山口県立大学 (国際文化学部 国際文化学科) 准教授
10		手島 史子	山口短期大学 (児童教育学科) 准教授
11		黒川 康生	防府商工高校 教諭
12	金融	山根 博明	山口銀行 防府支店長
13		三田 浩士	東山口信用金庫 本店長
14	労働	山根 浩二	連合山口県央地域協議会 委員
15	言論	黒瀬 哲成	山口放送(株) ラジオ局次長
16	住民	松永 朋子	特定非営利活動法人コミュニティ友志会 代表
17		細野 美幸	防府市PTA連合会父親母親委員会
18		石竹 和歌子	防府市自治会連合会

※敬称略